

小口貨物運送保険普通保険約款

(保険金を支払う損害)

第1条 当会社は、保険の目的である貨物（以下「貨物」という。）について陸上危険（陸上輸送に連帶する海上輸送があるときには海上危険を含む。）または航空危険に因って生じたすべての損害について保険金を支払います。ただし、第2条に掲げる損害を除きます。

(保険金を支払わない損害)

第2条 当会社は、次の事由に因って生じた損害については保険金を支払いません。

- (1) 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人（前記の者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関。以下同じ。）もしくは使用人（代理人および使用人については、本条第2号に掲げる者を除く。）の故意または重大な過失
- (2) 運送に従事する者が、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の代理人または使用人であるときは、これらの者の故意
- (3) 貨物の自然の消耗、またはその固有の欠陥もしくは性質に因る発火・爆発・むれ・かび・腐敗・変質・変色・さびその他の事由
- (4) 荷造りの不完全
- (5) 運送の遅延
- (6) 戦争（宣戦の前後、有無を問わない。以下同じ。）その他の変乱
- (7) 水上もしくは水中に停止もしくは移動中の水雷その他の爆発物との接触またはこれらの爆発
- (8) 襲撃、だ捕、捕獲、抑留、押収または海賊行為
- (9) 同盟罷業・怠業・作業所閉鎖その他の争議行為、暴動、政治または社会騒じょうその他類似の事変
- (10) 10人以上の群衆・集団の全部または一部によりなされた暴力的、かつ、騒動的な行動およびこの行動に際して当該群衆・集団の一部によりなされた暴行（放火および盗取を含む。）ならびにこれらに関連して生じた事件
- (11) 地震もしくは噴火またはこれらに関連のある津波、火災その他の事件
- (12) 原子核反応または原子核の崩壊。ただし、医学的、科学的または産業的利用に供されるラジオ・アイソトープ（ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含まない。）の原子核反応または原子核の崩壊を除く。
- (13) 檢疫または官の処分

(保険の目的から除外される貨物)

第3条 次に掲げる貨物は、この保険の目的に含まれません。

- (1) 第4条に定める1送状（原票）ごとの保険価額が30万円をこえる貨物
- (2) 貨紙幣、小切手、その他これに準ずるもの
- (3) 金・銀・白金の他金
- (4) 有価証券

(5) 美術品・骨とう品・宝石類

(6) 家畜および生動物

(7) 引越し荷物

(保険価額)

第4条 1送り状（原票）ごとの保険価額は、当該送り状（原票）に記載の貨物の仕切状面価額（運賃および諸掛りを含んでいないときは、これを加算した額）とします。

2 仕切状がないときは、この保険契約を締結する時の発送地の市価に運賃および諸掛けりを加算した額を前項にいう仕切状面価額とみなします。

(超過保険)

第5条 保険金額が、保険価額を超過している場合には、その超過部分は無効とします。

(保険契約の無効)

第6条 次の場合には、この保険契約は無効とします。なお、この場合当会社は保険料の全額を取得することができるものとします。

(1) 保険契約締結の当時、保険契約者または被保険者が、貨物について他の保険契約が締結されていることを知りながら、その旨を当会社に申し出なかったとき。

(2) 保険契約者が、他人のために保険契約を締結する場合に、その旨を当会社に申し出なかったとき。

(3) 保険契約締結の当時、保険契約者または被保険者が、当会社の負担する危険が既に発生していたことを知っていたとき。

(当会社の責任の始終)

第7条 当会社の責任は、貨物が荷送人から運送業者に引き渡された時に始まり、通常の運送過程を経て荷受人に引き渡された時に終わります。

(危険の変動)

第8条 当会社は、次の場合には、その事実があった時以後に生じた損害について保険金を支払いません。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人もしくは使用人がいずれもその事実を知らず、かつ、その事実を知らなかつたことについて重大な過失がなかつたとき、またはこれらの者のうちその事実を知った者が直ちにこれを当会社に通知して当会社の承諾を得たときは、この限りではありません。

(1) 輸送用具が発車（中間地からの発車を含む。）または発航（寄航地からの発航を含む。）の当時貨物を安全に輸送するのに適さない状態にあったとき。

(2) 輸送用具を密輸出入その他日本国もしくは外国の法令または条約違反の目的のために使用しましたは使用しようとしてその実行に着手したとき。

(3) 輸送用具の現在地に戦争その他の変乱が発生した場合に直ちに避難しないとき、輸送用具が戦地その他の変乱地にはいりもしくははいろうとしてその実行に着手したとき、または輸送用具を戦争その他の変乱に関連する目的のために使用もししくは使用しようとしてその実行に着手したとき。

2 前項のただし書きの場合には、当会社は、前項各号の事実があつた時から相当の割増保険料を徴することができるものとします。

(損害発生の通知)

第9条 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、貨物に損害が発生したことを知った

ときは、当会社に最も迅速な方法で通知しなければなりません。

- 2 貨物の盗難（各荷造りごとの盗難を除く。），内容の漏出もしくは不足を知ったときは、運送業者から荷受人に引き渡された日から10日以内に当会社に通知しなければなりません。
- 3 前各項の通知を怠ったときは、当会社は保険金を支払いません。

(保険金の請求と支払)

第10条 保険金の支払を請求する者は、損害が当会社の負担した危険の発生に因って生じたことおよびその損害額を証明しなければなりません。

- 2 前項による保険金支払いの請求があったときは、当会社はその請求があった日から起算して30日以内に保険金を支払います。ただし、当会社が調査のため特に時日を要するときは、この限りではありません。

(損害防止義務)

第11条 保険契約者または被保険者は、損害の防止軽減に努めなければなりません。

- 2 保険契約者または被保険者が、損害を防止軽減できたにもかかわらず、これを怠った場合には、当会社は、損害額から防止軽減できたと認められる損害の額を控除した残額を基礎として、保険金の額を決定します。
- 3 保険契約者または被保険者が、他人から損害の全部または一部の賠償を受けることができる場合に、その賠償請求権を消滅させまたはその請求権の行使もしくは保存に必要な手続きを怠ったときは、当会社は、損害額から賠償を受けることができたと認められる金額を控除した残額を基礎として、保険金の額を決定します。

(支払保険金の限度)

第12条 当会社が保険金として支払う額は、1回の保険事故ごとに保険金額を限度とします。

- 2 貨物が損害を被り、これを修補しない状態においてさらに他の事故に因って損害を被った場合には、当会社が保険金として支払う額は、通算して保険金額を限度とします。

(他の保険契約がある場合の支払保険金の額)

第13条 損害発生の当時、貨物についてこの保険契約締結の時と同時にまたは時を異にして締結された火災、海上その他の保険契約が存在し、この保険契約を含む全保険契約の総保険金額が保険価額を超過するときは、この保険契約以外の保険契約において他の保険契約が存在しない場合だけ保険金を支払う旨規定されている場合でも、当会社の支払う保険金の額は、他の保険契約が存在しなかった場合に当会社が支払う保険金の額と全保険契約がそれぞれ他の保険契約が存在しなかった場合に支払う保険金の額の合計額との割合によって、これを定めます。

- 2 前項の保険価額は、各保険契約における保険価額が同一でない場合には、それらのうちの最も高い保険価額によります。

(保険金の実損払)

第14条 当会社は、保険金額を限度として被保険者が被った損害の「実額」を支払います。「実額」の算出は、保険価額の算出基準に従います。ただし、貨物に損害が発生したために被保険者が支払を免れた運賃その他の費用は控除します。

- 2 保険金額が、保険価額を下廻った場合でも前項を適用します。

(分損の計算方法)

第15条 貨物の全部または一部が損傷を被つて到達地に到達したときは、損傷を被らないで到着したならば有したであろう価額（以下「正品市価」という。）と損傷した状態で有する価額（「損品市価」という。）との差額の正品市価に対する割合を保険価額に乘じた額を損害の「実額」とします。

2 前項にかかわらず、貨物のレッテルに損害が生じた場合には、そのレッテルの代替費をまた貨物が機械であり機械に損害が生じた場合には修繕費および部品の代替費を損害の「実額」とします。

(保険金として支払う費用)

第16条 当会社は第14条または第15条に定める損害の「実額」のほかに次の費用を保険金として支払います。

(1) 当会社の負担した危険が発生した場合において、貨物の損害を防止軽減するのに必要もしくは有益な費用、貨物を安全に保管できるもよりの場所まで運搬するのに要する費用および救助者に対する報酬

(2) 海上危険を担保している場合には正当に作成された共同海損精算書に定められた共同海損分担額

(3) 輸送用具の遭難（当会社の負担した危険に因って生じた場合に限る。）に因る貨物の荷卸し、陸揚げ、保管または保険証券記載の到達地への輸送に要した費用。ただし、原運送契約により運送人の負担となるべき費用、貨物について通常要すべき費用または被保険者が任意に支出した費用を除く。

2 前項各号の額は第14条または第15条に定める損害の「実額」と合算し、その合算額について第12条の規定を適用する。ただし、保険契約者または被保険者が損害の防止軽減のために要した費用、または賠償請求権の行使もしくは保存のために要した費用については、この限りではありません。

(準拠法)

第17条 この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。